

ちょっと MAC通信

人と企業のトータルブレーン

平成23年5月31日 第59号

(株) マックブレーン
渡邊税理士事務所・藍エフピー
飯嶋百治経営研究所
TEL 06-6359-8812
FAX 06-6359-8799
HP <http://www.e-adviser.jp/mac/>
E-mail macmac@mac-8812.co.jp

被災地復興に「ふるさと納税」を活用！

この度の東日本大震災の復興を応援するために義援金をお考えの方も多いと思います。

そこで、被災した市町村の財政を少しでもよくするために、

「ふるさと納税制度」を積極的に活用してはいかがでしょうか？

「ふるさと納税」とは、ふるさとという地方公共団体に5,000円を超える寄付を行った場合、一定の限度額まで所得税と合わせて個人住民税が軽減される制度です。

被災した自治体に寄付をした際に発行される金融機関窓口やATM、郵便振込の領収書、政府発行の受領書などを添付して確定申告をすることができます。

(例) 年収700万円 夫婦と子供2人 (所得税率10%、住民税率10%)
4万円を寄付

⇒ 所得税 3,500円 税金還付

⇒ 住民税 31,500円 税金還付

自己負担5,000円で4万円の寄付をしたこと！

これから寄付をお考えの方は、寄付をする地方公共団体のホームページをよく確認のうえ、寄付の申し込み、送金を行ってください。

多くの方が利用すれば、被災地復興の大きな力になります。
(もちろん地元の各市町村も財政負担でしようか...。)